

住民基本台帳ネットワークシステムとは

住民基本台帳

市町村において、住民の居住関係の公証(事実の存否などを公に証明する行為)や、住民に関する事務処理の基礎とするために整備している住民に関する記録のことです。

具体的には、個々の住民につき、その住民に関する事項を記載する帳票である「住民票」を編成したものが「住民基本台帳」です。

また、住民基本台帳制度の根拠となる法律は「住民基本台帳法(以下「住基法」といいます。)」です。

住民基本台帳ネットワークシステム

これまで個々の市町村で整備(電算化)されてきた住民基本台帳をベースに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理などを行うため、市町村、都道府県及び指定情報処理機関(全国レベルでネットワークをとりまとめる機関)を結ぶコンピュータ・ネットワークのことです。

平成11年に住基法が改正され、このシステムの整備に取り組むこととなりました。

このシステムは平成14年8月5日から稼動しており、平成15年8月25日から第2次サービスが開始されています。

本人確認情報

住民票に記載する事項は住基法に規定されていますが、その一部である 氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び 付随情報(注)を総称して「本人確認情報」と呼んでいます。この本人確認情報が、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて保存・利用等される情報です。

(注) 付随情報

(1) 住民票の記載を行った場合

- ・ 住民票の記載を行った旨
- ・ 転入その他の総務省令で定める記載の事由「転入、出生、職権記載等」
- ・ その事由が生じた年月日

(2) 住民票の削除を行った場合

- ・ 住民票の削除を行った旨
- ・ 転出その他の総務省令で定める記載の事由「転出、死亡、職権削除等」
- ・ その事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の削除を行った場合にあっては、転出の予定年月日)

(3) 氏名・出生の年月日・男女の別・住所の全部又は一部についての記載の修正を行った場合

- ・ 住民票の記載の修正を行った旨
- ・ 転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由「転居、職権修正等」
- ・ その事由が生じた年月日

(4) 住民票コードについての記載の修正を行った場合

- ・ 住民票の記載の修正を行った旨
- ・ 総務省令で定める記載の修正の事由「住民票コードの記載の変更請求、住民票コードの職権記載等」
- ・ その事由が生じた年月日
- ・ 当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（住民票コードが記載されていなかった場合にあっては、その旨）

本人確認情報の流れ

市町村長から都道府県知事に対し、本人確認情報が通知されます。また、転入転出や出生等により住民票の記載事項の変更があった場合は、その都度、市町村長から都道府県知事に対し、本人確認情報の更新が行われます。

県は、通知を受けた本人確認情報を保有するとともに、後述する国の機関等への本人確認情報の提供などの事務を行わせるため、指定情報処理機関に対し本人確認情報を通知します。

行政機関における本人確認情報の利用

住民基本台帳ネットワークシステムの構築により、行政機関(注)においては、事務の遂行にあたり、市町村から得た本人確認情報を利用することができますが、そのように利用できる事務の分野は、法律・条例により明確に規定し、目的外の利用は禁止されています。

(注) 国の機関又は法人、都道府県の都道府県知事その他の執行機関、市町村の市町村長その他の執行機関